

防府市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱

平成28年7月27日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、防府市歴史文化基本構想策定事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、適切な助言指導を行うほか、提言を行うものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) その他基本構想に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、8人以内の委員をもって構成し、委員は防府市教育委員会が委任する。

(任期)

第5条 委員の任期は、歴史文化基本構想の策定の終了時までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員会において互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員でない者も委員会へ出席させることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、防府市教育委員会教育部文化財課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。